

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町国民健康保険税条例 平成18年3月20日条例第89号 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の窪川町国民健康保険税条例（昭和32年窪川町条例第15号）、大正町国民健康保険税条例（昭和44年大正町条例第3号）又は十和村国民健康保険税条例（昭和41年十和村条例第11号）（以下これを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税の取扱いについては、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 (平成17年度分の国民健康保険税の特例) 4 施行日から平成18年3月31日までの間の国民健康保険税の賦課徴収その他の取扱いについては、合併前の窪川町、大正町又は十和村の区分に応じ、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同	○四万十町国民健康保険税条例 平成18年3月20日条例第89号 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の窪川町国民健康保険税条例（昭和32年窪川町条例第15号）、大正町国民健康保険税条例（昭和44年大正町条例第3号）又は十和村国民健康保険税条例（昭和41年十和村条例第11号）（以下これを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税の取扱いについては、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 (平成17年度分の国民健康保険税の特例) 4 施行日から平成18年3月31日までの間の国民健康保険税の賦課徴収その他の取扱いについては、合併前の窪川町、大正町又は十和村の区分に応じ、なおそれぞれ合併前の条例の例による。 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同

改正後	改正前
条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 」とする。 (上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「<u>同条第2項</u>」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額</u>」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「<u>控除後の長期譲渡所得の金額</u>」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(「とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 」とする。 (上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、「<u>同条第2項</u>」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額</u>」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「<u>控除後の長期譲渡所得の金額</u>」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(「とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

改正後	改正前
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。 (株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。	(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受けるときは、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

改正後	改正前
と、<u>同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u>	<u>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第9項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u> <u>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における第9項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</u> <u>13 （先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則</u>

改正後	改正前
<u>第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>12</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</u> (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>13</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特	(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>14</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>15</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>16</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特

改正後	改正前
例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</u> （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） <u>14</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用利子等の額」とする。</u> （平成22年度以降の保険税の減免の特例） <u>15</u> 当分の間、平成22年度以降の第25条の2第6号による保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する	例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） <u>17</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る<u>配当所得</u>を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 （平成22年度以降の保険税の減免の特例） <u>18</u> 当分の間、平成22年度以降の第25条の2第6号による保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する

改正後	改正前
月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。 （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）	月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。 （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例） <u>19</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第7項（附則第8項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第7項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。